

公示番号	内 共 第 8 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 362 708 416">漁業の種類</th> <th data-bbox="708 362 967 416">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="967 362 1503 416">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 416 708 465" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="708 416 967 465">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="967 416 1257 465">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 416 1503 465">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="708 465 967 506">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="967 465 1257 506">1月 1日から</td> <td data-bbox="1257 465 1503 506">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置														
白山市地先														
3 漁場の区域														
次の基点第60号・アの直線から上流の尾添川本流及び支流の区域。ただし、基点第62号・イの直線から上流、尾添川支流目附谷川の紅滝から上流、尾添川支流雄谷川の二重滝から上流、基点第63号・ウの直線から上流及び尾添川支流丸石谷川の百四丈滝から上流の区域を除く。														
基点第60号 白山市瀬戸子部9の1番地（尾添川左岸）に設置した標柱														
ア 基点第60号から25度00分の線と対岸との交差点														
基点第62号 白山市荒谷口部5の16番地（荒谷川とマツガ平谷川との合流点）に設置した標柱														
イ 基点第62号から90度00分の線と対岸との交差点														
基点第63号 白山市尾添マ部4の2番地（中ノ川左岸）に設置した標柱														
ウ 基点第63号から10度00分の線と対岸との交差点														
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る。）													